

答 申 情 第 8 1 号

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 2 1 日付け児福第 8 9 号及び第 9 0 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 自閉症児等に係る個別の教育支援計画等の公文書非公開決定事案 (諮問情第 1 2 4 号)
- (2) 学習障害の児童に係る個別の教育支援計画等の不存在による非公開決定事案 (諮問情第 1 2 5 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書非公開決定処分及び不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「個別の教育支援計画・個別の指導計画（自閉症，学習障害，知的障害の診断を受けた児童のもの各1人分）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 諮問庁は、本件請求のうち、「個別の教育支援計画・個別の指導計画（自閉症，知的障害の診断を受けた児童のもの各1人分）」（以下「本件請求1」という。）に係る公文書として、「個別の教育支援計画・個別の指導計画（自閉症，知的障害の診断を受けた児童のもの各1名分）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）をし、平成29年6月14日付で、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

個別の支援計画書類は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため

(3) また、諮問庁は、本件請求のうち、「個別の教育支援計画・個別の指導計画（学習障害の診断を受けた児童のもの各1人分）」（以下「本件請求2」という。）に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）また、本件処分1及び本件処分2をまとめて「本件処分」という。）をし、平成29年6月14日付で、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

児童福祉センター発達相談所診療療育課療育部門では、未就学児に対する支援を行っており、学習障害の診断を受けた児童はいないため、請求に係る公文書を作成していない。

(4) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

公文書非公開決定通知書，不存在による非公開決定通知書，弁明書及び審査会での職員の説明によると，諮問庁の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 児童発達支援計画書について

児童発達支援計画書とは，児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターの児童発達支援管理者が「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準」（平成24年2月3日厚生労働省令第15号。以下「基準」という。）第27条の規定に基づき作成するものである。当該計画書は，個々の児童の身体その他の状況及びその環境に応じて支援が適切に提供されるといった目的のために作成される文書であって，具体的には児童の保護者の生活に対する意向，児童に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，発達支援のための具体的内容等が記載されていることから，個人に関する情報であり，個人が識別され得るものである。

(2) 児童発達支援センター「うさぎ園」について

児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターという施設が，市内にいくつか存在しているが，京都市の直営のものは，児童福祉センター発達相談所に設置している「うさぎ園」のみである。うさぎ園は，難聴児，言語発達及びコミュニケーションに課題がある未就学児が通園する施設であり，障害福祉センター若しくは発達相談課において，一定の発達検査を受けて，年齢に応じた発達に達していない未就学児について，保護者の要望も聞きながら，個別の指導計画書（基準第27条の規定に基づく児童発達支援計画書）を作成し，療育を行っている。

(3) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書（本件公文書）について

本件公文書は，うさぎ園において作成した児童発達支援計画書のうち，自閉症，知的障害の診断を受けた児童（各1人分）に関する文書である。

イ 本件請求2に係る文書について

本件請求2に係る文書は，上記児童発達支援計画書のうち，学習障害の診断を受けた児童に関する文書である。

(4) 本件処分について

ア 本件処分1について

(ア) 基準第47条では、「指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。」としている。

なお、同条の指定児童発達支援事業所には、児童発達支援センターが含まれており、うさぎ園は指定児童発達支援事業所に該当するため、念のため申し添える。

(イ) 発達支援計画書は上記(ア)に記載されているとおり、秘密保持の原則に基づき、厳重な管理を要するものである。

発達支援計画書は、児童の特性や療育の様子などが詳細に記載されており、その内容から、当該支援計画書に係る個人が識別されてしまうおそれがあるとともに、明らかに通常他人に知られたくないと認められる事項である。したがって、発達支援計画書を公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるものである。

(ウ) よって、条例第7条第1号の規定により公文書を公開しないことが適当であると考え、条例第10条第2項の規定により公文書を非公開としたものである。

イ 本件処分2について

うさぎ園は、上記4(2)のとおり、基準第27条の規定に基づき児童発達支援計画書の作成を行っている。しかし、うさぎ園は、難聴児、言語発達及びコミュニケーションに課題がある「未就学児」が通園するための施設であり、そもそも学習障害との診断を受けた児童が通園する施設ではない。

したがって、うさぎ園では、学習障害の診断を受けた児童に関する児童発達支援計画書を作成することはなく、本件請求に係る文書は作成していない。

ウ 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分1について

条例第7条第1号に該当しない。

(2) 本件処分2について

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書（本件公文書）について

本件公文書は、基準第27条の規定に基づき、うさぎ園において作成した児童発達支援計画書のうち、自閉症、知的障害の診断を受けた児童に関する文書（各1人分）であって、当審査会において様式を確認したところ、児童名、生年月日、保護者の意向（希望する生活や家族の思いや願い）、達成目標、具体的な支援内容などが記載されており、支援の時期（中間期、最終のまとめ期）に応じて三種類の様式が用いられていることが認められる。

イ 本件請求2に係る文書について

本件請求2に係る文書は、上記児童発達支援計画書のうち、学習障害の診断を受けた児童に関する文書である。

(2) 本件処分について

ア 本件処分1について

(ア) 諮問庁は、本件公文書について、個人が識別されるおそれがあるとともに、明らかに通常他人に知られたいくない情報であるため、条例第7条第1号に該当すると主張し、審査請求人は条例第7条第1号に該当しないと主張するので、この点について検討する。

(イ) 条例第7条第1号に規定しているプライバシー情報とは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいくないと認められるもの」とされている。

「通常他人に知られたいくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたいくないと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

(ウ) 当審査会が、うさぎ園における児童発達支援計画書を確認したところ、そこには、児童名、生年月日、保護者の意向（希望する生活や家族の思いや願い）、達成目標、

具体的な支援内容などといった記載が見受けられ、諮問庁が主張するとおり、児童の特性や療育の様子が詳細に記載されており、一見して極めて私的な情報であると認められ、これらの情報は、個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないものであることに疑いはない。

(エ) 加えて、本件公文書が自閉症や知的障害の診断を受けた児童に係る文書であることに鑑みれば、本件公文書は、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い個人の機微に関する情報であり、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益等の侵害の程度は重大であると認められるため、本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報であって、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(オ) このことは、基準第47条において、「指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。」と定められていることから伺い知れる。

(カ) なお、条例第7条第1号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の適用から除くことが定められており、非公開により保護される個人の利益と公開により保護される利益とを比較考量して、後者が前者に優越するときに適用することとなるが、本件公文書に記載されている情報を公にすることが、他者の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することに実質的につながるとは想定しがたい。したがって、条例第7条第1号ただし書には該当しないと判断する。

イ 本件処分2について

(ア) 本件請求2に係る文書は、上記6(1)イで確認したとおり、うさぎ園において作成した児童発達支援計画書のうち、学習障害の診断を受けた児童に関する文書である。

(イ) 諮問庁の説明によると、うさぎ園は、難聴児、言語発達及びコミュニケーションに課題がある未就学児が通園する施設であるとのことであった。

(ウ) 当審査会が諮問庁に、うさぎ園における学習障害の診断を受けた児童について確認したところ、一般的に、読み書きなどの本格的な学習が始まっていない未就学児の段階では、学習障害の診断を行うことが困難であるとのことであり、うさぎ園では、学習以前の、人の話を落ち着いて聞き、話の内容を理解することや、上手に発音し、自ら思ったこと等を伝えられるように促し、人と関わる意欲や自信を育む取

組みが主に行われているとのことであった。

(エ) これらのことからすれば、うさぎ園において、学習障害の診断を受けた児童に係る児童発達支援計画書が作成されていないとしても、そこに不自然な点はないと認められる。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月21日 諮問

9月 5日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 2月23日 諮問庁の職員の理由説明（平成29年度第10回会議）

3月23日 審議（平成29年度第11回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）